

I 農作物共済事業の概要

1. 機 構

農業共済制度は、同様の危険にさらされている多数の農業者が共済掛金を出し合って共同準備財産を造成しておき、災害があったときに、その共同準備財産をもって被災農業者に共済金の支払いをするという農業者の相互扶助を基本とした制度である。

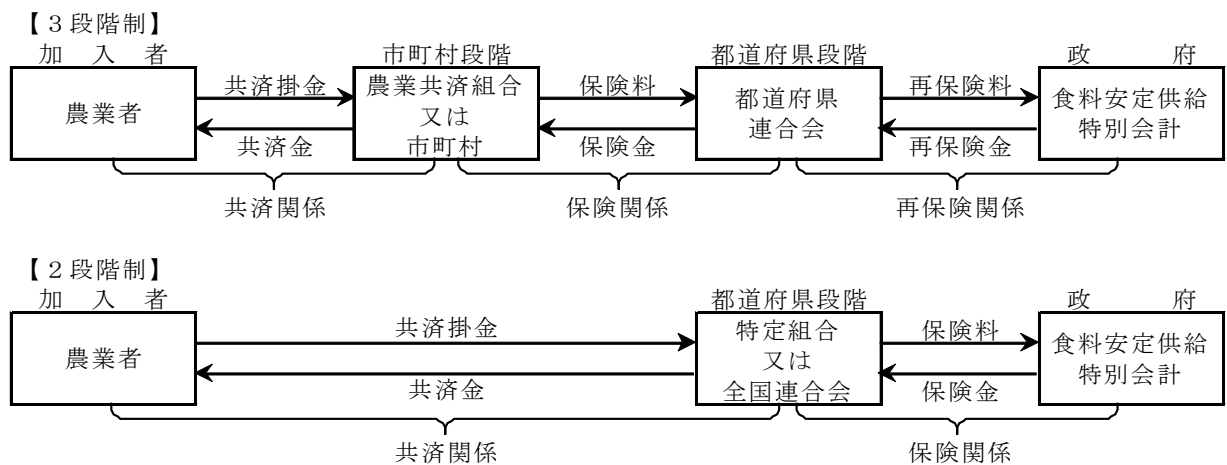
我が国は地理的、気象的条件から災害が多く、また、その範囲も広くかつ激甚である。このため、農業共済事業は、地域的な危険分散を図るとともに、広範囲に激甚な災害が発生しても共済金の支払に支障を来さぬよう政府の再保険が措置されている。

(1) 3段階制

一又は二以上の市町村の区域をその区域とする農業共済組合又は共済事業を行う市町村が組合員等から共済責任を負うとともに、その共済責任の大部分を都道府県連合会の保険に付し、更に、都道府県連合会の負う保険責任の一部を政府の再保険に付している。

(2) 2段階制

特定組合が組合員から共済責任を負うとともに、その共済責任の一部を政府の保険に付している。



2. 共済目的の種類

水稲、陸稲及び麦

3. 加入資格者

農作物共済の加入資格を有する者は、当該事業の実施区域内に住所を有し、かつ、農作物共済の共済目的の種類とされている農作物の耕作の業務を営む者であって、水稲、陸稲及び麦の耕作面積の合計が10アール～40アール（北海道は30アール～1ヘクタール）の範囲内で組合等が定款又は条例で定める面積以上の農業者である。

※次の要件を満たす農業生産組織（農業共済資格団体）は、当該組織単位で組合等に参加することができる。

- ① 構成員の全てが組合等の区域内に住所を有すること
- ② 農作物共済の対象品目の耕作の業務を行う農業者のみが構成員となっていること
- ③ 目的、共済掛金の分担、共済金の配分の方法、代表者等について、規約を定めていること

4. 共済関係の成立

農作物共済の共済関係は、組合員等が、共済目的の種類ごと及び農作物の年産ごとに、当該組合員等が耕作を行う農作物共済の共済目的たる農作物（次の(1)及び(2)に掲げる農作物を除く。）の全てを農作物共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによって、成立する。

(1) 共済関係を成立させないことを相当とする次の事由に該当する農作物

- ア 共済事故の発生が相当の確実さをもって見通される場合
- イ 当該農作物に係る基準収穫量又は基準生産金額の適正な決定が困難である場合
- ウ 当該農作物に係る損害の額の適正かつ円滑な認定が困難である場合
- エ 当該農作物の耕作が穀実の収穫を目的としない場合
- オ 当該農作物につき通常の肥培管理が行われず、又は行われないおそれがある場合

(2) 新規開田地等（＊）で耕作する水稲

＊昭和47年4月1日以後にその造成が完了した耕地、昭和47年4月1日に現に耕地である土地であって、同日前3年間に於いて水稲の耕作が行われたことがないもの（ただし、行政庁が指定したものは除く。）

5. 類区分及び引受方式等

(1) 類区分並びに引受方式

ア 類区分

共済目的の種類とされている対象農作物には、同一種類に属するものであっても、その品種、栽培方法等によって、収穫時期、単位当たり価格、被害発生態様等に差異があることから、これらの差異の大きいものについては、品種、栽培方法等に応じて、共済目的の種類に区分（類区分）を定めている。

水稲及び麦については別表のとおり類区分が設定されている。

イ 引受方式

(ア) 引受方式の種類

農作物共済における損害の補填方法（引受方式）には、以下のものがあり、どの方式に加入するかで、共済金額、共済掛金及び支払共済金が異なる。

引受方式	内 容
全相殺方式	組合員等ごとに、基準収穫量（＊１）から実収穫量を差し引いて得た数量（減収量）が、基準収穫量の１割（又は２割、３割）を超えることとなったときに共済金を支払う方式
半相殺方式	組合員等ごとに、被害耕地の減収量の合計が、その組合員等の基準収穫量（耕地ごとの基準収穫量の合計）の２割（又は３割、４割）を超えることとなったときに共済金を支払う方式
地域インデックス方式	組合員等ごと及び統計単位地域（＊２）ごとに、共済事故による損害が発生し、かつ、その年産の統計単収（＊３）が基準統計単収（＊４）を下回る場合におけるその差に相当する単位面積当たり数量に、当該統計単位地域内に存する当該組合員等の引受面積を乗じて得た数量が、基準統計単収に当該引受面積を乗じて得た数量の１割（又は２割、３割）を超えることとなったときに共済金を支払う方式
品質方式又は災害収入共済方式	組合員等ごとに、品質を加味した収穫量が基準収穫量を下回り、かつ、生産金額が基準生産金額（＊５）の９割（又は８割、７割）に達しないときに共済金を支払う方式
一筆方式	一筆（＊６）ごとに、基準収穫量の３割（又は４割、５割）を超える減収があったときに共済金を支払う方式 ※令和３年（２０２１年）産までで廃止（大災害その他の事情により農林水産大臣が必要と認めるときにおいて農林水産大臣が指定する組合等の区域にあっては、令和５年（２０２３年）産まで。）

＊１ 基準収穫量：平年収穫量のことで、組合等が組合員等又は耕地ごとに設定。

＊２ 統計単位地域：統計単収が、市町村別に公表される農作物（水稻及び麦）にあっては市町村の区域、都道府県別に公表される農作物（陸稻）にあっては都道府県の区域

＊３ 統計単収：作物統計調査規則第４条第３項の収穫量調査に基づく単位面積当たりの作物の種類別収穫量

＊４ 基準統計単収：統計単位地域の過去一定年間における統計単収の平均値（５か年中中庸３か年平均）

＊５ 基準生産金額：平年的な生産金額のことで、組合等が組合員等ごとに設定。

＊６ 一筆：農道、畦畔、水路等をもって判然と区画された耕地。

(イ) 引受方式の選択方法

水稻及び麦の引受方式は、別表の加入区分ごと及び類区分ごとに、選択できる引受方式

の中から組合員等が選択する。

陸稲については、全相殺方式、半相殺方式、地域インデックス方式及び一筆方式の中から組合員等が選択する。

ただし、全相殺方式を選択することができるのは全相殺方式資格者（※１）、品質方式及び災害収入共済方式を選択することができるのは品質・災害収入共済方式資格者（※２）に限る。

※１ 全相殺方式資格者

類区分ごとに、その者が耕作する農作物に係る収穫物が、乾燥調製施設における計量結果（麦にあっては、乾燥調製施設における計量結果又は売渡数量）の調査（当該農作物に係る収穫物で乾燥調製施設に搬入されないものについては、検見又は実測）又は青色申告書及びその関係書類により適正に確認（原則過去５年間）できる者をいう。

※２ 品質・災害収入共済方式資格者

類区分ごとに、その者が耕作する農作物に係る収穫物のおおむね全量を原則として過去５年間において加工若しくは販売の委託又は売渡しに係る農産物の数量又は品質に関する資料の提供につき協力が得られる者に出荷しており、かつ、今後も当該収穫物のおおむね全量を当該資料の提供につき協力が得られる者に出荷することが確実であると見込まれる者又は農作物に係る収穫量及び品質が青色申告書及びその関係書類若しくは実測により適正に確認（原則過去５年間）できる者をいう。

別表

共済目的 の種類		加入区分	類区分		選択できる引受方式
水稻		第 1 区分	1 類	1 回作の主食用米	全相殺方式、半相殺方式、品質方式及び一筆方式
			2 類	1 回作の飼料用米及びバイオ燃料用米	
			3 類	1 回作の米粉用米	
			4 類	2 回作の主食用米	
			5 類	2 回作の飼料用米及びバイオ燃料用米	
			6 類	2 回作の米粉用米	
		第 2 区分	2 類	1 回作の飼料用米及びバイオ燃料用米	全相殺方式、半相殺方式、品質方式及び一筆方式
			5 類	2 回作の飼料用米及びバイオ燃料用米	
			7 類	主食用米及び米粉用米	地域インデックス方式
麦	小麦	第 1 区分	1 類	秋期に播種する小麦	全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式及び一筆方式
			2 類	春期に播種する小麦	
		第 2 区分	3 類	田で耕作する小麦	地域インデックス方式
			4 類	畑で耕作する小麦	

二条大麦	第 1 区分	5 類	秋期に播種する二条大麦	全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式及び一筆方式
		6 類	春期に播種する二条大麦	
	第 2 区分	7 類	田で耕作する二条大麦	地域インデックス方式
		8 類	畑で耕作する二条大麦	
六条大麦	第 1 区分	9 類	秋期に播種する六条大麦	全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式及び一筆方式
	第 2 区分	10類	田で耕作する六条大麦	地域インデックス方式
		11類	畑で耕作する六条大麦	
裸麦	第 1 区分	12類	秋期に播種する裸麦	全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式及び一筆方式
	第 2 区分	13類	田で耕作する裸麦	地域インデックス方式
		14類	畑で耕作する裸麦	
その他の麦	第 1 区分	15類	秋期に播種するその他の麦	全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式及び一筆方式
	第 2 区分	16類	春期に播種するその他の麦	

※第 1 区分：地域インデックス方式を選択しない場合の加入区分

第 2 区分：地域インデックス方式を選択する場合の加入区分

(2) 補償割合

補償割合は、類区分ごとに、引受方式に応じて補償割合の中から組合員等が選択する。

共済目的の種類	引受方式	補償割合
水稻	全相殺方式、地域インデックス方式及び品質方式	90%、80%、70%
	半相殺方式	80%、70%、60%
	一筆方式	70%、60%、50%
陸稲	全相殺方式及び地域インデックス方式	90%、80%、70%
	半相殺方式	80%、70%、60%
	一筆方式	70%、60%、50%
麦	全相殺方式、地域インデックス方式及び災害収入共済方式	90%、80%、70%
	半相殺方式	80%、70%、60%
	一筆方式	70%、60%、50%

(3) 一筆半損特約

類区分ごとに、組合員等からの申出により全相殺方式、半相殺方式、地域インデックス方式、品質方式及び災害収入共済方式において、収穫量が耕地別基準収穫量の 2 分の 1 に相当する数量に達しないと認められる耕地につき、当該耕地別基準収穫量の 2 分の 1 に相当する数量を減収量とみなして共済金を支払う旨の特約を付することができる。

6. 共済責任期間

(1) 水稻

本田移植期（直播する場合は発芽期）から収穫をするに至るまでの期間

(2) 陸稲及び麦

発芽期（移植する場合は移植期）から収穫をするに至るまでの期間

7. 共済事故

(1) 風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害

(2) 火災

(3) 病虫害

(4) 鳥獣害

8. 補償の対象とする損害

農作物共済の補償の対象とする損害は、共済事故により生じた農作物の減収（水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式にあっては、農作物の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少）

9. 基準収穫量

(1) 基準収穫量とは、概念的にはその年の天候を平年並みとし、肥培管理なども普通一般並みに行われたとしたときに期待し得る収量のことで、平年の収穫量である。従って、これは、「被害がないという前提での収穫量」とは異なり、平年的な減収量が見込まれたものである。

また、基準収穫量は、共済金額や共済掛金の額、又は共済金の額の算出基礎になるものである。

(2) 基準収穫量は、年産ごと、組合員等ごと及び類区分ごとに、次式により算定する。

ア 全相殺方式

基準収穫量 = 基準単収 × 耕作面積

※(4)のアの資料が得られない場合の基準収穫量は、半相殺方式と同様に耕地別基準収穫量の合計とする。

イ 半相殺方式及び一筆方式

基準収穫量 = 耕地別基準収穫量の合計

ウ 地域インデックス方式

基準収穫量 = (基準単収 × 統計単位地域ごとの耕作面積) の合計

(3) 耕地別基準収穫量は、年産ごと、耕地ごと及び類区分ごとに、次式により算定する。

耕地別基準収穫量 = 基準単収 × 耕作面積

※耕地別基準収穫量は、半相殺方式及び一筆方式においては耕地ごとの減収量の算出、全相殺方式及び地域インデックス方式においては一筆全損特例及び一筆半損特例の共済金の算定に用いる。

(4) 基準単収

ア 全相殺方式

年産ごと、組合員等ごと及び類区分ごとに、最近5年間の次に掲げる資料から算出した10アール当たり収穫量の平均値（5か年中中庸3か年平均又は最近3か年平均）

(ア) 乾燥調製施設の計量結果（麦にあっては、乾燥調製施設の計量結果又は売渡数量）

(イ) 青色申告書及びその関係書類（以下「青色申告書等」という。）

※1 全相殺方式において、基準単収を耕地ごとに一律に適用することが適当でないと認められる場合は、当該耕地の土地条件、肥培管理、過去の被害実態等を参酌して定める。

この場合、当該基準単収は、当該基準単収を当該耕地の耕作面積により、組合員等ごと及び類区分ごとに加重平均して得た数量が、基準収穫量の算定の基礎となった基準単収に一致するように定めなければならない。

※2 全相殺方式において、災害が近年連続して発生したこと等により、前年産の基準単収と比較して著しく低下する等当該年産の基準単収とするには適当でないと認められる場合は、組合員等からの申出の状況を踏まえ、次のいずれかの数量を基準単収とする。

a 前年産の農作物につき組合等が定めた当該類区分に係る基準単収

b 基礎年次を増やして得られる10アール当たり基準収穫量の平均値（最近7か年中中庸5か年平均等）

c 半相殺方式と同様の方法で定めた基準単収

イ 半相殺方式及び一筆方式

年産ごと、耕地ごと及び類区分ごとに、次に掲げる数量のいずれかを基礎とし、耕地の土地条件、肥培管理、過去の被害実態等を参酌して定める。

(ア) 「水稻収量等級」又は「地力等級」による耕地ごとの10アール当たり収穫量

(イ) 前年産の農作物につき組合等が定めた当該類区分に係る基準単収

(ウ) 組合員等が組合等に申告した当該耕地の当該類区分に係る10アール当たり収穫量（陸稲及び麦）

なお、半相殺方式及び一筆方式の基準単収設定に係る具体的な事務手続きの流れは以下のとおり。

順序	方法
<pre> graph TD A[農林水産省] --> B[都道府県] B --> C[農業共済組合等] C --> D[耕地] C --> E[耕地] C --> F[耕地] C --> G[耕地] C --> H[耕地] </pre>	農林水産省経営局長は、毎年、類区分ごとに農林水産統計の10アール当たり平均収量等に基づき、都道府県別に、基準収穫量決定の基礎となる10アール当たり収穫量を定め、通知する。 知事は、類区分ごとに農林水産統計の市町村別資料（農林水産統計資料が得られない場合は関係機関の資料）の最近5か年間の各年産ごとの10アール当たり収穫量の5か年中中庸3か年平均又は最近3か年平均の10アール当たり収穫量及び前年産の作付面積により、組合等別に10アール当たり収穫量を定め、通知する。 なお、この場合、原則として、都道府県の平均は国の定めた通知10アール当たり収穫量に一致しなければならない。 組合等は、9の(4)のイのとおり基準単収を定める。 なお、この場合、原則として、組合等の平均は、知事が定めた10アール当たり収穫量に100分の110を乗じて得た数量を超えない範囲内となるようにしなければならない。ただし、あらかじめ、特定組合等以外の組合等にあつては都道府県連合会（都道府県連合会は農林水産大臣）に、特定組合等にあつては農林水産大臣に協議し、その同意を得た場合は、この限りではない。 また、基準単収を定めるに当たって必要があると認めるときは、あらかじめ損害評価会の意見を聴くものとする。

ウ 地域インデックス方式

年産ごと、類区分ごと及び統計単位地域ごとに、最近5年間の統計単収の平均値（5か年中中庸3か年平均）とする。

※過去5か年間の統計単収の全部又は一部に欠ける年産がある場合、欠ける年産の統計単収は、次の地域のものをを用いる。

a 水稻及び麦

当該耕地が属する都道府県（麦にあつては田畑計のもの）、全国（麦にあつては田畑計のもの）の順に区域を拡大して最初に統計単収が得られる地域

b 陸稻：全国

10. 品質方式及び災害収入共済方式の基準生産金額

- (1) 基準生産金額とは、その年の天候を平年並みとし、肥培管理なども普通一般並みに行われたとしたときに得られる平年的な生産金額である。

基準生産金額は、品質方式及び災害収入共済方式において、共済金額や共済掛金の額の算出基礎となり、また、共済金の額の算出基礎となるものである。

- (2) 基準生産金額は、年産ごと、組合員等ごと及び類区分ごとに、出荷資料、青色申告書等又は実測資料により、次式により算定する。

基準生産金額 = (10アール当たり基準生産金額 × 品種ごとの耕作面積) の合計

ア 10アール当たり基準生産金額は、組合員等ごと及び品種ごとに、次式により算出する。

10アール当たり基準生産金額 = (基準単収 × 出荷規格別割合
× キログラム当たり生産金額) の合計

イ 基準単収 = 全相殺方式と同様の方法で算出

ウ 出荷規格別割合は、組合員等ごと、品種ごと及び出荷規格ごとに、次式により算出する。

出荷規格別割合 =
$$\frac{\text{組合員等ごと、品種ごと及び出荷規格ごとの10アール当たり収穫量の平均値（全相殺方式と同様の方法で算出）}}{\text{基準単収}}$$

エ キログラム当たり生産金額は、組合員等ごと、品種ごと及び出荷規格ごとに、次の方法で算出する。

(ア) 水稻： 経営局長が定める価格

(イ) 麦： 播種前契約価格（農業協同組合等の麦を販売する者と製粉業者等の麦を購入する者の間で、播種前に入札等で決定した契約価格から販売手数料を除いた価格）

なお、組合員等が畑作物の直接支払交付金（数量払）の交付農業者の場合は、数量払単価に相当する金額を加算する。

- (3) 耕地別基準生産金額は、年産ごと、組合員等ごと及び類区分ごとに、次式により算定する。

耕地別基準生産金額 = 10アール当たり基準生産金額 × 耕作面積

※耕地別基準生産金額は、一筆全損特例及び一筆半損特例の共済金の算定に用いる。

11. 品質方式及び災害収入共済方式の基準収穫量

- (1) 品質方式及び災害収入共済方式の基準収穫量は、共済事故による農作物の減収又は品質の低下の判定に用いる。

- (2) 品質方式及び災害収入共済方式の基準収穫量は、年産ごと、組合員等ごと及び類区分ごとに、次式により算定する。

基準収穫量 = (品質を加味した基準単収 × 品種ごとの耕作面積) の合計

ア 品質を加味した基準単収

= (基準単収 × 出荷規格別割合 × 品種ごと及び出荷規格ごとの品質指数) の合計

イ 品質指数

(ア) 品質方式

$$\text{品質指数} = \frac{\text{品種ごと及び出荷規格ごとのキログラム当たり生産金額}}{\text{農林水産大臣が定めるキログラム当たり共済金額のうち第1位の金額}}$$

(イ) 災害収入共済方式

$$\text{品質指数} = \frac{\text{品種ごと及び出荷規格ごとのキログラム当たり生産金額}}{\text{農林水産大臣が定めるキログラム当たり共済金額のうち第1位の金額を、都道府県ごと及び類区分ごとに麦の用途別の生産数量割合で加重平均した金額}}$$

12. 共済金額

共済金額は、全相殺方式、半相殺方式、品質方式及び災害収入共済方式にあつては、組合員等ごと及び類区分ごとに、地域インデックス方式にあつては、組合員等ごと、統計単位地域ごと及び類区分ごとに、一筆方式にあつては、類区分ごと及び耕地ごとに、次式により算定する。

(1) 全相殺方式、半相殺方式、地域インデックス方式及び一筆方式

共済金額 = 基準収穫量 × 補償割合 × キログラム当たり共済金額

※キログラム当たり共済金額は、毎年、類区分ごとに、農林水産大臣が定める2以上の金額のうちから、組合員等が申し出た金額とする。

(2) 品質方式及び災害収入共済方式

基準生産金額の100分の40以上、共済限度額以下の金額の範囲内で組合員等が申し出た金額

※共済限度額 = 基準生産金額 × 補償割合

※共済金額は、共済責任期間内に共済事故により被害が生じた場合に組合等が支払う共済金の最高限度額であつて、この金額の範囲内で損害の程度に応じて共済金が支払われる。また、共済掛金もこの金額を用いて算定される。

13. 共済掛金

(1) 共済掛金

共済掛金 = 共済金額 × 共済掛金率

(2) 共済掛金率

共済掛金率は、共済掛金区分ごと及び危険段階ごとに、基準共済掛金率を下回らない範囲内において事業規程等で定める。

※基準共済掛金率（共済掛金区分ごと及び危険段階ごと）は、その率を危険段階ごとの共済金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率が農林水産大臣が定める共済掛金標準率（共済掛金区分ごと）に一致するように、組合等が定める。

※農林水産大臣が定める共済掛金標準率は、過去20年間の被害率を基礎とし、組合等の積立金の水準に応じた調整を行って定める。

※農林水産大臣が定める共済掛金標準率は、3年ごとに一般に改定する。

(3) 危険段階別共済掛金率の設定・適用

危険段階別共済掛金率は、共済掛金標準率の改定に合わせて、3年ごとに設定する。

組合員等に適用する危険段階は、組合員等ごとの共済金の受取状況に応じて、毎年判定する。（詳細はP32を参照）

14. 共済掛金の国庫負担

(1) 国庫は、類区分ごとに、組合員等が支払うべき共済掛金のうち、共済金額に基準共済掛金率及び共済掛金国庫負担割合を乗じて得た額に相当する金額を負担する。

(2) 国庫負担割合は、次のとおりである。

ア 水稻、陸稻 1 / 2

イ 麦 組合等ごとの共済掛金標準率に対応する次の超過累進制

共済掛金標準率の区分	3 %以下の率	3 %を超える率
国庫負担割合	50 %	55 %

(例) 共済掛金標準率 12.345%の場合

国庫負担率 = $3\% \times 0.5 + 9.345\% \times 0.55 = 6.63975\%$ (割合 53.8%)

農家負担率 = $12.345\% - 6.63975\% = 5.70525\%$ (割合 46.2%)

15. 共済金の支払

組合等の支払う共済金は、次により算出する。ただし、麦について、経営所得安定対策の営農継続支払（面積払）の交付を受ける農業者にあつては、当年の収穫量に営農継続支払に相当する収穫量を加味（麦の災害収入共済方式にあつては、当年の生産金額に営農継続支払相当額（作付面積×営農継続支払交付単価）を加味）して共済金を算出する。

(1) 全相殺方式

類区分ごと及び組合員等ごとに、次式により算定する。

支払共済金 = 共済減収量 × キログラム当たり共済金額

$$\text{※共済減収量} = \underbrace{(\text{基準収穫量} - \text{当年産の収穫量}) - \text{基準収穫量} \times 1 \text{割 (又は 2割、3割)}}_{\text{減収量}}$$

※移植不能又は発芽不能の耕地（移植期又は発芽期において共済事故により移植できなかった、又は発芽しなかった面積が当該耕地の100分の70以上であるものをいう。）は、その耕地の耕地別基準収穫量の100分の45（又は100分の40、100分の35）に相当する収穫量があったものとして算定する。

(2) 半相殺方式

類区分ごと及び組合員等ごとに、次式により算定する。

支払共済金 = 共済減収量 × キログラム当たり共済金額

$$\text{※共済減収量} = \underbrace{\left(\begin{array}{cc} \text{被害耕地の} & \text{被害耕地} \\ \text{耕地別基準} & \text{の当年産} \\ \text{収穫量} & \text{収穫量} \end{array} \right) \text{の合計} - \text{基準収穫量}}_{\text{減収量}} \times 2 \text{割 (又は 3割、4割)}$$

※移植不能又は発芽不能の耕地は、その耕地の耕地別基準収穫量の 100 分の 40（又は 100 分の 35、100 分の 30）に相当する収穫量があったものとして算定する。

(3) 地域インデックス方式

類区分ごと、組合員等ごと及び統計単位地域ごとに、次式により算定する。

支払共済金 = 共済減収量 × キログラム当たり共済金額

$$\text{※共済減収量} = \underbrace{\left(\begin{array}{c} \text{基準単収} - \text{当年産の} \\ \text{統計単収} \end{array} \right) \times \text{引受面積} - \text{基準収穫量}}_{\text{減収量}} \times 1 \text{割 (又は 2割、3割)}$$

※当該年産の統計単収が公表されない場合の取扱いは、基準収穫量の設定の方法と同じ。

(4) 品質方式及び災害収入共済方式

類区分ごと及び組合員等ごとに、品質を加味した実収穫量が基準収穫量を下回るときに、次式により算定する。

$$\text{支払共済金} = [\text{共済限度額 (基準生産金額} \times 9 \text{割 (又は 8割、7割))} \\ - \text{当年産の生産金額}] \times \text{共済金額} / \text{共済限度額}$$

※当年産の生産金額 = (農業協同組合等の当該年産の農作物の出荷資料、青色申告書等又は実測資料により求める出荷規格別数量 × 基準生産金額の算定に用いたキログラム当たり生産金額) の合計

(5) 一筆方式

類区分ごと及び耕地ごとに、次式により算定する。

$$\begin{aligned} \text{支払共済金} &= \text{共済減収量} \times \text{キログラム当たり共済金額} \\ \text{※共済減収量} &= \underbrace{\left(\begin{array}{cc} \text{耕地別} & \text{当年産の} \\ \text{基準収穫量} & \text{収穫量} \end{array} \right) - \text{耕地別基準収穫量}}_{\text{減収量}} \times \begin{array}{l} 3 \text{割 (又は} \\ 4 \text{割、5割)} \end{array} \end{aligned}$$

※移植不能又は発芽不能の耕地は、その耕地の耕地別基準収穫量の 100 分の 35（又は 100 分の 30、100 分の 25）に相当する収穫量があったものとして算定する。

(6) 一筆全損特例及び一筆半損特例

全相殺方式、半相殺方式、地域インデックス方式、品質方式及び災害収入共済方式において、一筆全損被害又は一筆半損被害がある場合は、組合員等（地域インデックス方式にあつては組合員等及び統計単位地域）ごとに算定した金額と、次の算式によって計算される金額（ア＋イ）とを比較して、いずれか多い方を共済金として支払う。

ア 一筆全損特例

(ア) 全相殺方式、半相殺方式及び地域インデックス方式

$$\text{共済金} = \text{共済減収量} \times \text{キログラム当たり共済金額}$$

$$\text{※共済減収量} = \text{全損耕地減収量の合計}$$

$$= \text{全損耕地の耕地別基準収穫量の合計} \times \text{全損耕地支払開始割合} *$$

$$\text{※全損耕地減収量} = \text{全損耕地の耕地別基準収穫量}$$

$$(\text{移植不能耕地の場合} : \text{全損耕地の耕地別基準収穫量} \times A *)$$

(イ) 品質方式及び災害収入共済方式

$$\text{共済金} = \text{生産金額の減少額} \times \text{共済金額} / \text{共済限度額}$$

$$\begin{aligned} \text{※生産金額の減少額} &= \text{全損耕地の耕地別基準生産金額の合計} \times \text{全損耕地補償割合} * \\ &\quad - \text{移植不能耕地調整額} \end{aligned}$$

$$\text{※移植不能耕地調整額} = \text{当該耕地の耕地別基準生産金額の合計} \times B *$$

イ 一筆半損特例

(ア) 全相殺方式、半相殺方式及び地域インデックス方式

$$\text{共済金} = \text{共済減収量} \times \text{キログラム当たり共済金額}$$

$$\text{※共済減収量} = \text{半損耕地減収量の合計}$$

$$= \text{半損耕地の耕地別基準収穫量の合計} \times \text{半損耕地支払開始割合} *$$

$$\text{※半損耕地減収量} = \text{半損耕地の耕地別基準収穫量} \times 1 / 2$$

(イ) 品質方式及び災害収入共済方式

$$\text{共済金} = \text{生産金額の減少額} \times \text{共済金額} / \text{共済限度額}$$

※生産金額の減少額 = 半損耕地の耕地別基準生産金額の合計 × 半損耕地補償割合*
 - 半損耕地生産金額の合計

※半損耕地生産金額 = 半損耕地の耕地別基準生産金額 × 1 / 2

*全損耕地支払開始割合等一覧

引受方式	支払開始損害割合	全損耕地支払開始割合	半損耕地支払開始割合	A
全相殺方式及び地域インデックス方式	1割	30%	30%	65%
	2割	40%	$50\% - 20\% \times 6 / 7$	70%
	3割	50%	$50\% - 20\% \times 5 / 7$	75%
半相殺方式	2割	30%	30%	65%
	3割	40%	$50\% - 20\% \times 6 / 7$	70%
	4割	50%	$50\% - 20\% \times 5 / 7$	75%

引受方式	共済限度額割合	全損耕地補償割合	半損耕地補償割合	B
品質方式及び災害収入共済方式	9割	70%	70%	35%
	8割	60%	$50\% + 20\% \times 6 / 7$	30%
	7割	50%	$50\% + 20\% \times 5 / 7$	25%

16. 共済責任の分担

(1) 保険関係及び再保険関係の成立と単位

組合等と組合員等の間に共済関係が成立したときは、3段階制の場合にあっては、都道府県連合会と組合等との間に保険関係が、政府と都道府県連合会との間に再保険関係が、2段階制の場合にあっては、政府と特定組合等との間に保険関係が成立する。

この保険関係及び再保険関係の単位は、次のとおり。

ア 3段階制の場合

(ア) 都道府県連合会と組合等との保険関係

農作物連合会保険区分ごと

(イ) 都道府県連合会と政府との再保険関係

農作物再保険区分ごと

イ 2段階制の場合（特定組合等と政府との保険関係）

農作物政府保険区分ごと

(2) 責任分担

ア 3段階制における農作物共済の責任分担

(ア) 組合等と都道府県連合会の保険関係

元受けである組合等は、農作物連合会保険区分ごとに、次の金額を都道府県連合会の保険に付し、残りの部分の責任を保有する。

$$\text{保険金額} = \text{農作物通常責任共済金額} \times \text{農作物責任保険歩合} (1 \sim 3 \text{割}) \\ + \text{農作物異常責任共済金額}$$

※農作物通常責任共済金額

$$= \text{総共済金額} (\text{共済掛金区分、危険段階ごと}) \times \text{危険段階別農作物通常標準被害率}$$

※危険段階別農作物通常標準被害率 (危険段階ごと)

$$= \text{農作物通常標準被害率} (\text{共済掛金区分ごと}) \\ \times \text{基準共済掛金率} (\text{危険段階ごと}) / \text{共済掛金標準率} (\text{共済掛金区分ごと})$$

※農作物通常標準被害率 (共済掛金区分ごと)

$$= \text{農作物各年被害率の標準的な水準を勘案して農林水産大臣が定める。}$$

※農作物責任保険歩合 = 1 ～ 3 割 (農林水産大臣が定める割合)

$$\text{農作物異常責任共済金額} = \text{総共済金額} - \text{農作物通常責任共済金額}$$

(イ) 保険料

保険料は、農作物連合会保険区分ごとに、次の金額とする。

$$\text{保険料} = \text{農作物異常責任共済掛金} + \text{通常責任部分保険料}$$

※農作物異常責任共済掛金

$$= \text{総共済金額} (\text{共済掛金区分、危険段階ごと}) \times \text{危険段階別農作物保険料基礎率}$$

※危険段階別農作物保険料基礎率 (危険段階ごと)

$$= \text{保険料基礎率} (\text{共済掛金区分ごと}) \\ \times \text{基準共済掛金率} (\text{危険段階ごと}) / \text{共済掛金標準率} (\text{共済掛金区分ごと})$$

※保険料基礎率 (共済掛金区分ごと)

$$= \text{農作物異常各年被害率を基礎として農林水産大臣が定める。}$$

※通常責任部分保険料

$$= (\text{総共済掛金} (\text{共済掛金区分、危険段階ごと}) - \text{農作物異常責任共済掛金}) \\ \times \text{農作物責任保険歩合} (1 \sim 3 \text{割})$$

(ウ) 保険金の支払

都道府県連合会の支払う保険金は、農作物連合会保険区分ごと及び組合等ごとに次により算出する。

a 総共済金が農作物通常責任共済金額を超えない場合

$$\text{保険金} = \text{総共済金} \times \text{農作物責任保険歩合} (1 \sim 3 \text{割})$$

b 総共済金が農作物通常責任共済金額を超える場合

$$\text{保険金} = (\text{総共済金} - \text{農作物通常責任共済金額}) \\ + (\text{農作物通常責任共済金額} \times \text{農作物責任保険歩合})$$

(エ) 都道府県連合会と政府の再保険関係

都道府県連合会は、農作物再保険区分ごとに、次の金額を政府の再保険に付す。

再保険金額 = (農作物異常責任共済金額 - 農作物異常責任保険金額) × 95%

※農作物異常責任保険金額

= 総共済金額 (共済掛金区分、危険段階ごと) × 危険段階別異常標準被害率

※危険段階別農作物異常標準被害率 (危険段階ごと)

= 農作物異常標準被害率 (共済掛金区分ごと)

× 基準共済掛金率 (危険段階ごと) / 共済掛金標準率 (共済掛金区分ごと)

※農作物異常標準被害率 (共済掛金区分ごと)

= 農作物異常各年被害率を基礎として農林水産大臣が定める。

(㍑) 再保険料

再保険料は、農作物再保険区分ごとに、次の金額とする。

再保険料 = 総共済金額 (共済掛金区分、危険段階ごと)

× 危険段階別農作物再保険料基礎率 × 95%

※危険段階別農作物再保険料基礎率 (危険段階ごと)

= 再保険料基礎率 (共済掛金区分ごと)

× 基準共済掛金率 (危険段階ごと) / 共済掛金標準率 (共済掛金区分ごと)

※再保険料基礎率 (共済掛金区分ごと)

= 農作物異常標準被害率を超える農作物異常各年被害率を基礎として農林水産大臣が定める。

(㍒) 再保険金の支払

政府が支払う再保険金は、農作物再保険区分ごと及び都道府県連合会ごとに、次により算出する。

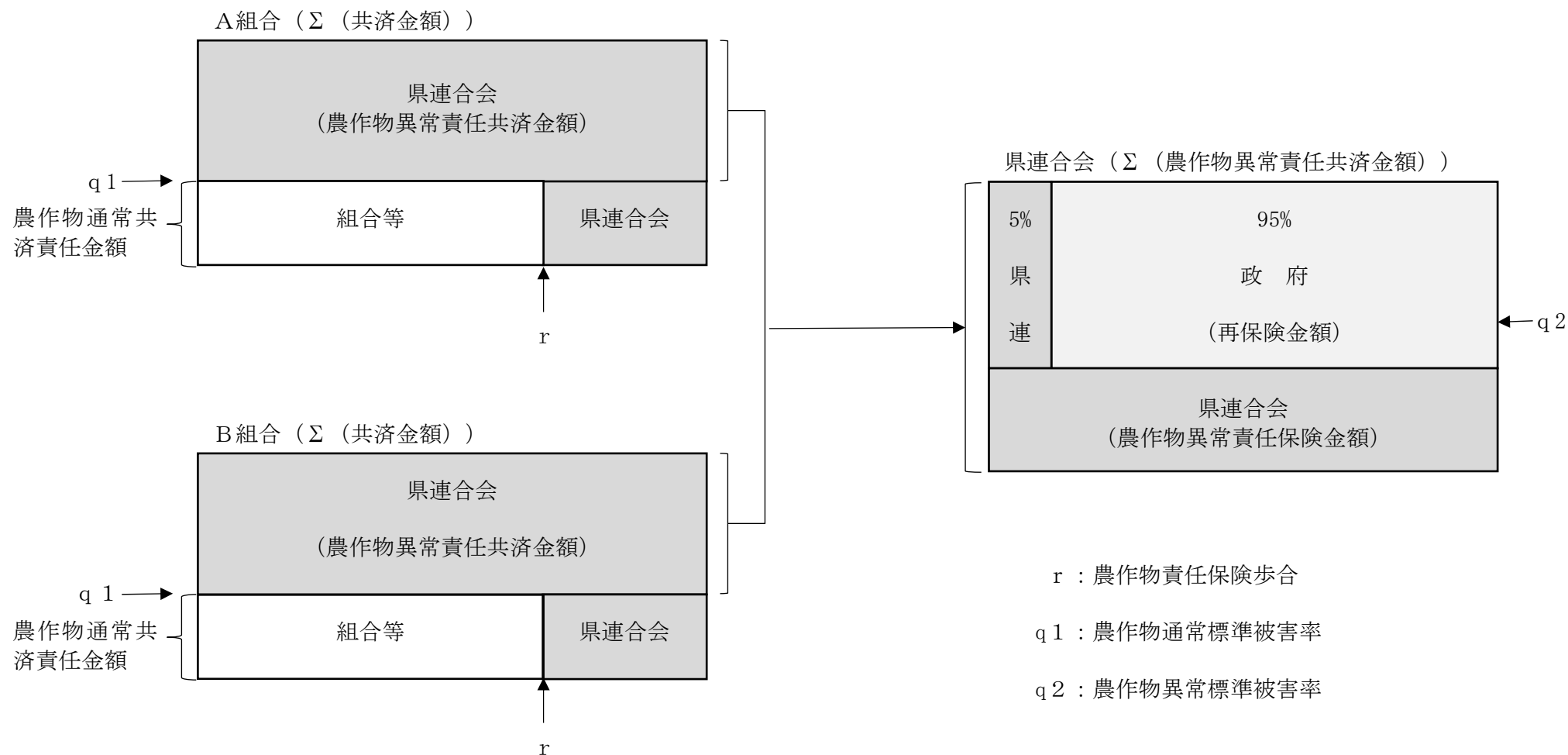
再保険金 = (総共済金 - 農作物通常責任共済金額 - 農作物異常責任保険金額)

× 95%

責任分担図（3段階制）

（保険関係）
組 合 等 ←→ 都道府県連合会
農作物連合会保険区分ごと

（再保険関係）
都道府県連合会 ←→ 政 府
農作物再保険区分ごと



イ 2段階制における農作物共済の責任分担

(ア) 特定組合等と政府の保険関係

特定組合等は、農作物政府保険区分ごとに、次の金額を政府の保険に付し、残りの部分の責任を保有する。

$$\text{再保険金額} = \text{農作物異常責任共済金額} \times 95\%$$

(イ) 保険料

保険料は、農作物政府保険区分ごとに、次の金額とする。

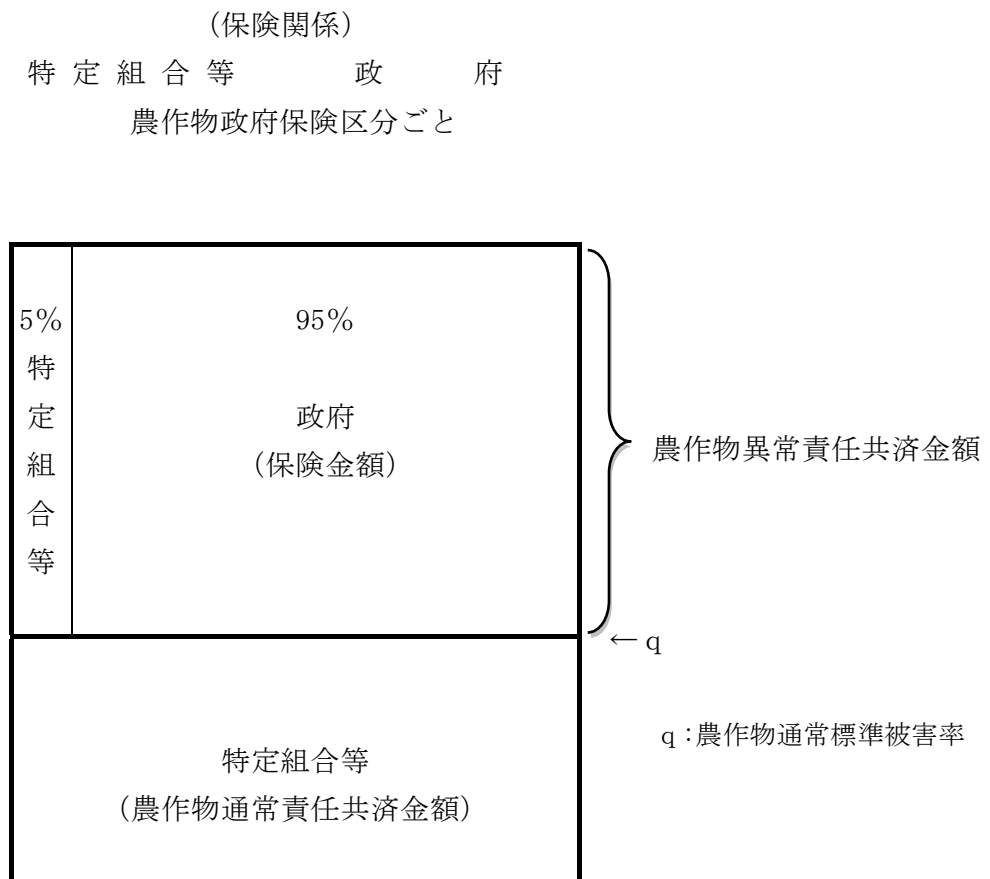
$$\text{保険料} = \text{農作物異常責任共済掛金} \times 95\%$$

(ウ) 保険金の支払

政府が支払う保険金は、農作物政府保険区分ごと及び特定組合等ごとに、次により算出する。

$$\text{保険金} = (\text{総共済金} - \text{農作物通常責任共済金額}) \times 95\%$$

責任分担図（2段階制）



17. 共済掛金国庫負担金の処理

共済掛金国庫負担金は都道府県連合会及び組合等に交付するが、その交付は、組合等ごと及び負担金交付区分（共済責任期間の開始の時期を勘案して農林水産大臣が定める共済関係の区分をいい、農作物共済にあっては水稻及び陸稲に係る共済関係と麦に係る共済関係の別をいう。）ごとに合計し、その合計額（以下「組合等別国庫負担金」という。）を基礎として、次のように行われる。

ア 組合等交付金

組合等ごと及び負担金交付区分ごとに組合等別国庫負担金と組合等別保険料（組合等ごと及び負担金交付区分ごとの保険料をいう。以下同じ。）とを比較し、組合等別国庫負担金が組合等別保険料より大きい場合は、その差の部分の金額に当該組合等の農家負担共済掛金の徴収割合を乗じて得た金額を交付する。

イ 都道府県連合会交付金（３段階制の場合）

会員たる組合等ごと及び負担金交付区分ごとに組合等別国庫負担金と組合等別再保険料（組合等ごと及び負担金交付区分ごとの再保険料をいう。以下同じ。）とを比較し、組合等別国庫負担金が組合等別再保険料より大きい組合等のその差額の部分（組合等別国庫負担金＞組合等別再保険料のときは、組合等別保険料と組合等別再保険料の差額に相当する金額に限る。）に当該組合等の農家負担共済掛金の徴収割合を乗じて得た金額の合計金額を交付する。

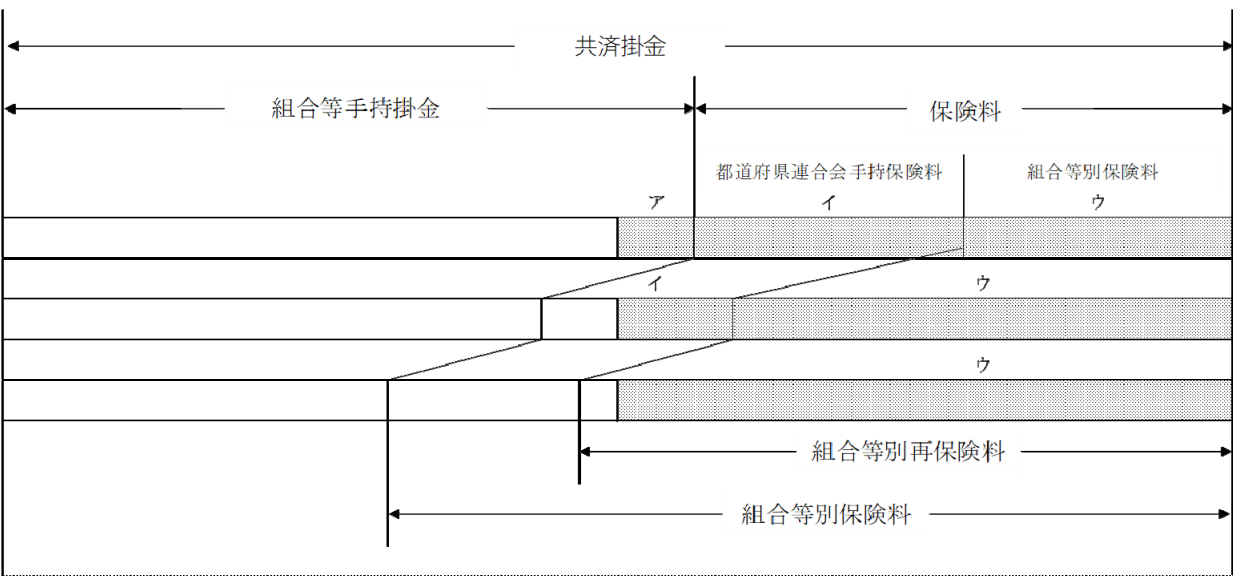
なお、組合等別再保険料が組合等別国庫負担金を超える組合等がある場合は、当該組合等の組合等別再保険料から組合等別国庫負担金を差し引いて得た金額を差し引いて交付する。

ウ 食料安定供給特別会計への計上

組合等別国庫負担金のうち組合等別再保険料（組合等別再保険料＞組合等別国庫負担金の場合は組合等別国庫負担金）を、食料安定供給特別会計の再保険料収入に計上する。

※ウにおいて、２段階制の場合は「組合等別再保険料」を「組合等別保険料」と読み替える。

交付金の概念図（３段階制の場合）



（注）共済掛金のうち網かけ部分……国庫負担額（組合等別国庫負担金）
白地部分……農家負担額

Ⅱ 用語の説明

1. 組合等手持掛金

組合等が組合員等に支払う共済金の財源の一部となるものであり、共済掛金総額から保険料を差し引いた残額である。

2. 連合会手持保険料

連合会が組合等に支払う保険金の財源の一部となるものであり、保険料から再保険料を差し引いた残額である。

3. 組合等交付金・連合会交付金

負担金交付区分ごとに、共済掛金国庫負担額が保険料の額を上回るときは、その差額を組合等交付金として政府から組合等に交付する。

連合会手持保険料が徴収保険料の額を上回るときは、その差額が連合会交付金となる。

4. 組合等負担額・連合会負担額・政府負担額

共済金は、組合等、連合会及び政府によって負担区分されており、以下により算出する。

組合等負担額 = 共済金 - 保険金

連合会負担額 = 保険金 - 再保険金

政府負担額 = 再保険金

5. 被害率

被害率は、戸数被害率、面積被害率及び金額被害率があり、以下により算出する。

なお、基準共済掛金率の算定基礎となるものは、金額被害率である。

戸数被害率 = 被害戸数 ÷ 引受戸数 × 100

面積被害率 = 被害面積 ÷ 引受面積 × 100

金額被害率 = 共済金 ÷ 共済金額 × 100

上記以外の用語については、「Ⅰ 農作物共済事業の概要」を参照。

Ⅲ 利用上の注意

1. 農業共済制度は、3段階制又は2段階制で運営されている。

3段階制：市町村を区域とする農業共済組合－都道府県を区域とする農業共済組合連合会－政府（食料安定供給特別会計）

2段階制：都道府県を区域とする農業共済組合－政府（食料安定供給特別会計）

令和元年産農作物共済における2段階制の都府県は、以下のとおりである。

青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県及び沖縄県
うち、青森県、岡山県及び宮崎県において、麦は引受時により3段階制で実施した。

なお、2段階制の都府県においては、連合会に係る項目を「…」で表記し、保険関係を以下のように整理している。

「保険料」→「再保険料」の欄

「保険金」→「再保険金」の欄

「保険金額」→「再保険金額」の欄

2. 単位未満は四捨五入しているため、合計値と内訳が一致しない場合がある。

3. 統計表中に使用した記号は、以下のとおりである。

「0」：被害又は支払が無いもの

「0.0」：単位に満たないもの

「－」：実績のないもの

「…」：事実不詳

「△」：負数